

対象期間・利益相反状態有無の基準

対象期間

開示する利益相反状態は、前年1年間（2024年1月1日～2024年12月31日まで）について開示してください。

利益相反状態有無の基準

利益相反状態の有無の基準は本大会で定め、以下の通りです。各々の開示すべき事項について、以下の基準以上の場合に申告してください。

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座に所属する者については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円。

“はい”の場合は、役員・顧問職/寄付講座所属を記載

2. 研究に関連した企業の株式の保有については、1つの企業について1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円、または当該企業の全株式の5%。

“はい”の場合は、名称を記載

3. 研究に関連した企業、団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料収入が年間100万円。

“はい”の場合は、企業・団体名を記載

4. 研究に関連した企業、団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当・講演料・座長料などやパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業または団体からの年間の日当及び原稿料が合計50万円。

“はい”の場合は、企業・団体名を記載

5. 研究に関連した企業、団体から提供された研究費については、1つの医学研究に対して支払われた総額が年間100万円。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業または団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間100万円。

“はい”の場合は、企業・団体名を記載

6. その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円。

“はい”の場合は、企業・団体名を記載